

(調査の方法及び期間)

第十一条 第八条第二項各号(同項第三号を除く。)に掲げる調査事業所に係る甲調査は、同項第一号、第二号、第四号及び第七号に掲げる調査事業所にあつては調査員(同条第四項の規定により調査員の事務の一部を行う指導員を含む。以下この項、第三項及び第十三条第三項において同じ。)が調査票を担当調査区内の第八条第二項第一号、第二号、第四号又は第七号に掲げる調査事業所を有する会社、会社以外の法人又は事業を営営する個人の本所となる調査事業所ごとに、同項第五号及び第六号に掲げる調査事業所にあつては調査員が調査票を担当調査区内の調査事業所ごとに配布し、及び収集することにより行う。

2(5) (略)

(調査区の管理)

第十七条 (略)

2 (略)

3 市町村長は、前項の規定に基づき調査区を修正したときは、総務大臣の定めるところにより、調査区地図等を修正しなければならない。

4 市町村長は、都道府県知事に対しその定める期限までに、前項の規定に基づき修正した調査区地図等の有無を報告するとともに、同項の規定に基づき修正した調査区地図等があるときは、当該調査区地図等を併せて提出しなければならない。

5 都道府県知事は、総務大臣に対しその定める期限までに、前項の規定による市町村長の報告を取りまとめて報告するとともに、同項の規定により市町村長が提出した調査区地図等を審査し、提出しなければならない。

(調査の方法及び期間)

第十一条 第八条第二項各号(同項第三号を除く。)に掲げる調査事業所に係る甲調査は、同項第一号、第二号、第四号及び第七号に掲げる調査事業所にあつては調査員(同条第四項の規定により調査員の事務の一部を行う指導員を含む。以下この項、第三項、第十三条第三項及び第十七条第三項において同じ。)が調査票を担当調査区内の第八条第二項第一号、第二号、第四号又は第七号に掲げる調査事業所を有する会社、会社以外の法人又は事業を営営する個人の本所となる調査事業所ごとに、同項第五号及び第六号に掲げる調査事業所にあつては調査員が調査票を担当調査区内の調査事業所ごとに配布し、及び収集することにより行う。

2(5) (略)

(調査区の管理)

第十七条 (略)

2 (略)

3 市町村長は、前項の規定に基づき調査区を修正したときは、総務大臣の定めるところにより、調査区地図等及び第八条第二項の規定により調査員が作成した調査区内事業所名簿を修正し、都道府県知事に対し速やかに提出しなければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定により市町村長が提出した調査区地図等及び調査区内事業所名簿を審査し、総務大臣に対し速やかに提出しなければならない。